

### 公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、佐渡都市計画の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成29年7月7日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成29年7月18日（火） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
佐渡市千種240番地  
金井コミュニティセンター 2階大会議室